

| | | |
|--------|-------------------|------------------|
| 定例会議資料 | 令和5年度警察官B採用試験について | 令和5年6月14日 警務課 |
|--------|-------------------|------------------|

1 採用試験の日程等

| 試験区分 | 試験案内公開日 | 申込み受付期間 | 第1次試験日 | 第1次試験会場 | 第2次試験日 | 最終合格発表時期 |
|---------------------------------|---------------|-------------------------------------|-----------------|--------------|---------------------|----------|
| 警察官B(男性、女性) (対象:大卒及び大卒見込者以外) | 7月3日 (月曜日) | 7月3日 (月曜日) 9月5日 (火曜日) | 10月15日 (日曜日) | 高知会場 幡多会場 | 11月上旬 11月中旬 | 12月上旬 |

2 受験者数等の推移(過去5年間)

| 警察官B | H30 | | | R1 | | | R2 | | | R3 | | | R4 | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 男性 | 女性 | 計 |
| 受験者数 | 109 | 51 | 160 | 99 | 26 | 125 | 115 | 33 | 148 | 113 | 45 | 158 | 96 | 34 | 130 |
| 合格者数 | 32 | 9 | 41 | 26 | 4 | 30 | 35 | 9 | 44 | 31 | 8 | 39 | 30 | 7 | 37 |
| 倍率 | 3.4 | 5.7 | 3.9 | 3.8 | 6.5 | 4.2 | 3.3 | 3.7 | 3.4 | 3.6 | 5.6 | 4.1 | 3.2 | 4.9 | 3.5 |

3 採用募集活動

- (1) 高校、専門学校等との連携及び説明会の開催
- (2) オープンキャンパス等、採用募集イベントの開催
- (3) リクルーターによる個々の人脈を活用した活動
- (4) デジタルサイネージ等を活用した広報活動

| | | |
|-------|------------------------|------------------|
| 定例会議料 | 警察職員の給与に関する条例の一部改正について | 令和5年6月14日 警務課 |
|-------|------------------------|------------------|

1 改正の目的

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための国家公務員の特殊勤務手当の特例を規定した人事院規則が一部改正されたことを考慮し、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合の特殊勤務手当の特例を廃止するため、6月高知県議会定例会に条例の一部改正議案を上程するもの。

2 現在規定している特殊勤務手当の特例

| 主な業務 | 業務例 | 手当金額 |
|---|-----------------------------------|--------|
| 【1号】患者等に接して行う作業 | ・護送 ・取調 ・説明 | 3,000円 |
| 【2号】患者等の身体に接触して行う作業又は患者等に長時間にわたり接して行う作業 | ・身体検査 ・長時間(累計1時間以上)にわたる【1号】の作業 | 4,000円 |
| 【3号】留置施設において、患者等が使用した物件を処理する作業 | ・患者等のリネン、ごみを処理する作業 | 3,000円 |

3 支給実績(令和2年2月から令和5年3月まで)

総件数 延べ557件 総支給額 1,774,000円

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 合計 |
|------------|---------|----------|------------|------------|
| 【1号】3,000円 | 2件 | 14件 | 34件 | 50件 |
| 【2号】4,000円 | 9件 | 32件 | 62件 | 103件 |
| 【3号】3,000円 | 0件 | 72件 | 332件 | 404件 |
| 支給額 | 42,000円 | 386,000円 | 1,346,000円 | 1,774,000円 |

4 施行期日

公布日施行

| | | | | |
|--|---|--------------------|---|---|
| 定例会議 資料 | 改正道路交通法の施行について | 令和5年6月14日 交通企画課 | | |
| <p>1 特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定の施行 令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、運転免許が不要となるなどの新たな交通ルールが適用される。</p> <p>2 特定小型原動機付自転車について</p> <table border="1" data-bbox="288 633 1399 1028"> <tr> <td data-bbox="288 633 655 1028"> <p>一般原動機付自転車 (免許必要)</p> <p>法定速度 30km/h</p> <p>従来の原付と同じ 交通ルールを適用</p> </td> <td data-bbox="655 633 1399 1028"> <p>特定小型原動機付自転車(免許不要)</p> <p>車体の大きさ 長さ 190cm 以下、幅 60 cm 以下</p> <p>構造(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原動機が定格出力 0.6kw 以下の電動機であること ・ 20km/h を超える速度を出すことができないこと ・ 走行中に最高速度の設定を変更できないこと ・ AT(オートマ)機構がとられていること ・ 最高速度表示灯(緑色)が備えられていること </td> </tr> </table> <p>3 広報啓発活動について 特定小型原動機付自転車の構造、条件、通行方法等を正しく理解してもらうための広報啓発活動を実施</p> <p>(1) 交通安全講習の機会における周知 各種交通安全講習の場を活用し、自動車運転者等道路利用者に対する周知</p> <p>(2) 各種媒体を活用した広報 県警ホームページ、ツイッター、ラジオ、チラシの作成等による広報を実施</p> <p>(3) 中高校生に対する周知 トラフィック・セーフティ・ニュース(TSN)等により、特定小型原動機付自転車の制度(16歳未満の運転禁止等)を周知</p> <p>(4) 電動キックボードレンタル事業者に対する依頼 県内の電動キックボードレンタル事業者に対し、交通法規を遵守した安全な利用がなされるよう協力を依頼</p> <p>4 その他 各署交通課に対する巡回指導等を始めとした警察職員への教養を実施</p> | | | <p>一般原動機付自転車 (免許必要)</p> <p>法定速度 30km/h</p> <p>従来の原付と同じ 交通ルールを適用</p> | <p>特定小型原動機付自転車(免許不要)</p> <p>車体の大きさ 長さ 190cm 以下、幅 60 cm 以下</p> <p>構造(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原動機が定格出力 0.6kw 以下の電動機であること ・ 20km/h を超える速度を出すことができないこと ・ 走行中に最高速度の設定を変更できないこと ・ AT(オートマ)機構がとられていること ・ 最高速度表示灯(緑色)が備えられていること |
| <p>一般原動機付自転車 (免許必要)</p> <p>法定速度 30km/h</p> <p>従来の原付と同じ 交通ルールを適用</p> | <p>特定小型原動機付自転車(免許不要)</p> <p>車体の大きさ 長さ 190cm 以下、幅 60 cm 以下</p> <p>構造(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原動機が定格出力 0.6kw 以下の電動機であること ・ 20km/h を超える速度を出すことができないこと ・ 走行中に最高速度の設定を変更できないこと ・ AT(オートマ)機構がとられていること ・ 最高速度表示灯(緑色)が備えられていること | | | |

原動機付自転車 (R5.7.1~)

免許必要

免許不要

一般原動機付自転車

法定速度 30km/h

従来の原付と同じ交通ルールを適用

特定小型原動機付自転車

基準

〈車体の大きさ〉

長さ190cm以下、幅60cm以下

〈構造〉

- ・原動機が定格出力0.6kw以下の電動機
- ・20km/hを超える速度を出ることができないこと
- ・走行中に最高速度の設定を変更できないこと
- ・AT（オートマ）機構がとられていること
- ・最高速度表示灯が備えられていること（前後に緑色灯火）

原付が「一般」と「特定小型」に分類されました。特定小型原動機付自転車のルールを正しく理解せずに運転すると、**交通事故**や**交通違反**のおそれがあります。

特定小型

重要

- 16歳未満の運転は禁止、16歳未満への車両提供禁止
- 交通反則通告制度（いわゆる青切符）の対象
- ナンバープレートの取付けが必要
- 自賠責保険への加入が必要
- 一定の違反を繰り返すと講習の受講命令（3年間で2回以上）
- 乗車用ヘルメットの着用が努力義務



通行方法（車道通行が原則）



車道と歩道（路側帯）の区分のある道路では車道を通行しなければなりません。道路では、左側を通行し、車両通行帯のない道路では左端に寄って通行しなければなりません。
※車両通行帯がある道路では、一番左側の通行帯を通行



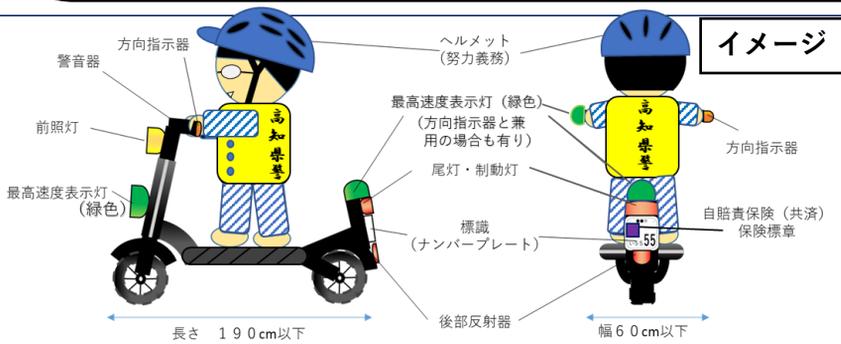
右折するときは、「二段階右折」をしなければなりません。
※内回り右折は禁止



【例外的に歩道・路側帯を通行するには】

- ・最高速度表示灯（緑色灯火）を点滅させていること
 - ・6 km/hを超える速度を出ることができないこと
- 等
- （特例特定小型原動機付自転車の要件）

全ての要件 ・「普通自転車等及び歩行者等専用」の標識がある歩道（普通自転車通行可の歩道）
を満たせば → ・道路左側の路側帯（歩行者用路側帯を除く）を通行できます。



イメージ

詳しい交通ルール等については、警察庁ウェブサイトの特設ページをご確認ください。

警察庁公式YouTube動画も公開されています。

